

2022年度「研究開発型スタートアップ支援事業／
シード期の研究開発型スタートアップに対する
事業化支援」第2回公募

公募要領

受付期間：2022年6月1日(水)～2022年7月1日(金)正午

【ご注意】

1. 本事業は、政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容の変更や中止等が生じる場合があり得ます。
2. 本事業への応募は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請と、NEDOへの提案書(提出書類一式の電子ファイル)の提出が必要です。当該システムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。
なお、e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度要するとのことですので、提案を予定されている方はお早めにご登録願います。
3. 持参、郵送、FAX又は電子メールでの受付は致しませんのでご注意願います。

2022年6月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部

目次

1. 事業概要	4
1.1 事業の目的	4
1.2 事業の概要	4
1.3 助成事業対象者の要件	6
1.4 予算規模	8
2. 応募の手続き等	8
2.1 助成金交付申請に係る提案書	8
2.1.1 提案書の様式の入手	8
2.1.2 提出書類	8
2.1.3 提案書提出先・提出方法	8
2.1.4 提案書の受付期間	9
2.1.5 応募に関する問い合わせ先	9
2.1.6 公募説明会	9
2.2 応募に関する注意	9
2.3 主任研究者について	9
2.3.1 研究開発経歴(現職含む)	10
2.3.2 受賞歴、当該研究開発に関する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等	10
3. 公募開始から交付決定までのプロセス	10
3.1 応募時までに出資を受けた STS	10
3.2 上記に該当しない STS	11
3.3 認定 VC への STS 案件紹介サービス(オプション)	11
4. 助成先の選定について	12
4.1 選定方法	12
4.2 審査内容	13
4.3 採否の決定の通知	13
5. 助成事業の詳細	14
5.1 助成対象費用	14
5.2 交付決定から助成金の交付までのステップ	16
5.3 交付決定等の取り消し	16

5.4	各種依頼等について	16
5.5	本事業の計画変更承認申請に係る外部有識者の評価の実施	16
5.6	取得財産の管理	16
5.7	本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて	17
5.8	事業期間終了後	17
6.	禁止事項及び不正防止について	18
6.1	本事業内の重複応募	18
6.2	重複の排除	18
6.3	公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	19
6.4	研究活動の不正行為への対応	20
6.5	NEDO における研究不正等の告発受付窓口	21
6.6	安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	21
7.	その他	22
7.1	日本版 SBIR 制度	22
7.2	J-Startup	22
7.3	国立研究開発法人 科学技術振興機構(JST)	22
7.4	株主変動の連絡について	22
7.5	応募情報の管理	22
7.6	秘密の保持	23
7.7	NEDO 事業に関する業務改善アンケート	23
7.8	助成事業の事務処理について	23
別紙1		24
別紙2		26
別紙3		29
別紙4		30

2022 年度 研究開発型スタートアップ支援事業／ シード期の研究開発型スタートアップに対する事業化支援に係る 第2回公募

2022 年 6 月 1 日
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、「シード期の研究開発型スタートアップ(以下「STS (Seed-stage Technology-based Startups)」といふ。)に対する事業化支援」の公募を行います。

本事業は「シード期の研究開発型スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程」に則り実施しますので、必ずご確認ください。

なお、本事業は政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画等に変更又は中止等が生じる場合があります。

1. 事業概要

1.1 事業の目的

2021 年 6 月 18 日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において、ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活のため、スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備が、取組施策の一つとして挙げられています。また、2021 年 6 月 18 日に 95A3 議決定された「統合イノベーション戦略 2021」においても引き続きスタートアップ支援及びイノベーション・エコシステム形成に向けた取組の重要性は変わらず、世界との競争が先鋭化する中、これまでの取組をより効率的に機能させていく必要があるとされています。

そこで本事業では、スタートアップ・エコシステムにおいて重要な役割を果たすベンチャーキャピタル及びシードアクセラレータ等(以下「VC 等」といふ。)と NEDO が協調し、STS 事業終了後、概ね 3 年後までに事業化による継続的な売上げが見込める事業計画を有している STS が必要とする研究開発及び事業化に必要な資金、並びにその活動を支援することにより、将来のユニコーンの創出・育成を目指すとともに、グローバルなネットワークを持つ VC 等の日本での活動を活性化し、エコシステムの強化に資することを目的とします。

(参考)

「成長戦略フォローアップ」

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2021.pdf>

「統合イノベーション戦略 2021」

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2021_honbun.pdf

1.2 事業の概要

NEDO は「研究開発型スタートアップ支援事業に関するベンチャーキャピタル等の認定」に係る公募において NEDO が認定した VC 等(以下「認定 VC」といふ。)が、助成対象費用の 1/3 以上を出資する STS に助成金を

交付します。

なお、認定 VC のコンタクト先等を NEDO ホームページで公表しておりますので、ご確認ください。

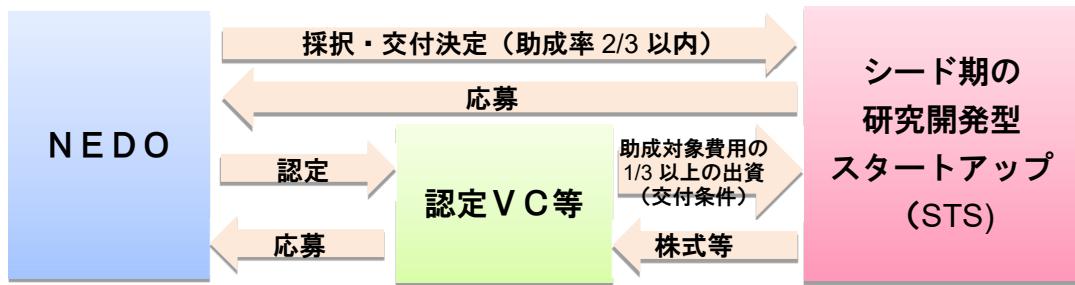


図 1 NEDO と認定 VC 等による STS の協調支援の仕組み

本公募事業では、シード期の幅広い開発フェーズに対応するために、事業期間・助成額が異なる 2 つのコースを用意します。

(1) STS

事業期間 交付決定通知書に記載する事業開始の日から 2022 年度末(2023 年 3 月 31 日)まで
(2024 年 3 月 31 日まで延長の可能性あり(※))

※事業終了は原則として 2022 年度末までとしますが、2023 年度政府予算の目処が立つ場合を条件として、交付決定通知書に記載する事業開始の日から 2024 年 3 月 31 日までを限度として事業継続を認める可能性があります。上記条件を前提の上、2023 年度分の事業実施内容についても“参考”として提案を行うことは認めます。

助成率 助成対象費用の 2/3 以内

助成額 7 千万円以内

※過去に本事業(STS)の交付決定を受けている者(プレ STS を除く)は応募することはできません。

※NEDO からの他の助成金を受給中の者は、応募することはできません。ただし、本事業への提案時点で当該受給事業の事業終了日が 2022 年 8 月 1 日以前のものを除きます。

※NEDO Entrepreneurs Program(NEP)の助成金を受給中の者は、採択決定日から 30 日以内までに事業を終了することを条件とします。

(2) STS2

事業期間 交付決定通知書に記載する事業開始の日から 2022 年度末(2023 年 3 月 31 日)まで
(2024 年 3 月 31 日まで延長の可能性あり(※))

※事業終了は原則として 2022 年度末までとしますが、2023 年度政府予算の目処が立つ場合を条件として、交付決定通知書に記載する事業開始の日から 2024 年 3 月 31 日までを限度として事業継続を認める可能性があります。上記条件を前提の上、2023 年度分の事業実施内容についても“参考”として提案を行うことは認めます。

助成率 助成対象費用の 2/3 以内

助成額 2 億円以内

※本コース(STS2)の交付決定を受けた者は、STS のコースに応募することはできません。

※NEDO からの他の助成金を受給中の者は、応募することはできません。ただし、本事業への提案時点で当

該受給事業の事業終了日が 2022 年 8 月 1 日以前のものを除きます。

※NEDO Entrepreneurs Program (NEP) の助成金を受給中の者は、採択決定日から 30 日以内までに事業を終了することを条件とします。

上記(1)及び(2)に対して、いずれも助成対象技術は、次の①～③の要件のすべてを満たすことが必要です。

- ① 経済産業省所管の鉱工業技術(例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く。)
- ② 具体的技術シーズがあって、研究開発要素があることが想定されること。例えば、スマートフォンのアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、研究開発要素が薄いものや、既存製品(購入品)を利用しただけのものについては対象外とする。
- ③ 競争力強化のためのイノベーションを創出しうるものであること。実証段階にあっても、技術開発要素があると認められるものについては、応募可能です。創薬(医薬品開発)に係る開発は原則として対象外とします。ただし、創薬支援技術の開発や、医療機器、医療検査技術等、経済産業省所管の鉱工業技術に係る複合技術の開発は助成対象とします。

1.3 助成事業対象者の要件

具体的な技術シーズを活用した事業構想を持ち、認定 VC から事業構想に係るチェックを受けた上で、提案書における助成対象費用の 1/3 以上の出資を遡及期間内(2021 年 12 月 28 日以降)に受けている、又は今後出資が予定されている STS であって、本応募に係る認定 VC の出資が下記の条件に当てはまるほか、(1)～(10)のすべての要件を満たす必要があります。ここで言う出資とは株式による出資のほか、株式に転換可能なコンバータティブルな証券(コンバータティブルエクイティ、コンバータティブルボンド、コンバータティブルノート等)を含みます。

[出資の条件]

◎株式の場合

- ・ 原則当該ラウンドの STS への出資が、前回ラウンドの出資と比較して、企業価値評価を下げた出資ではないこと。
- ・ 採択された STS において、①認定 VC の持株比率が、本事業期間内において原則 50% 未満、かつ、②認定 VC が責任をもってハンズオンできる体制を維持できること。
- ・ 上記条件から外れる場合は、NEDO が個別に付す条件に従うこと。

◎コンバータティブルな証券の場合

- ・ 原則、これまでの個社ごとの出資の中で最大であること。
- ・ 転換時に推定されるシェアが 50% を超えないこと。
- ・ 認定 VC が責任をもってハンズオンできる体制を維持できること。
- ・ 上記条件から外れる場合は、NEDO が個別に付す条件に従うこと。

◎資金調達のための関連法人を有し、その法人に対して上記株式あるいはコンバータティブルな証券により資金投入がなされている場合、提案書提出前に NEDO に相談し、NEDO の指示に従うこと。

◎過去の資金調達の制限

- ・ 業として出資を行う者(事業会社等の法人を含む)から、2 億円超の出資(STS コース)、10 億円超の出資(STS2 コース)(出資はコンバータティブルエクイティ、コンバータティブルボンド、コンバータティブルノート等を含む)を得ていないこと。ただし、本応募に関わる出資(遡及期間内の当該ラウンド分の出資)は除く。

- (1) 日本に登記されている民間企業であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。

※法人を設立準備中の者は、提案書提出時に法人設立準備中であることを証明する資料を提出するとともに、この公募の採択決定日から 30 日以内に助成対象事業者として日本国内の法人格を有することを条件として応募の対象とします。

- (2) 助成対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- (3) 助成対象事業を的確に遂行するために必要な資金の調達が見込める事。
- (4) 助成対象事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (5) 助成対象事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
- (6) 技術開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること。
- (7) 中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、かつ、みなし大企業に該当せず、かつ、直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えないもの。

主たる事業として 営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の 総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数※)
製造業、建設業、運輸業及びその 他の業種(下記以外)	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業(自動車又 は航空機用タイヤ及びチュ ーブ製造業並びに工業用 ベルト製造業を除く。)	3 億円以下	900 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業(下記 3 業種を除く)	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理 サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下

※常時使用する従業員には、家族従業員、事業主、法人の役員、臨時の従業員(解雇预告不要者)を含まない。又、他社への出向者は従業員に含みます。

なお、本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の 2 分の 1 以上が同一の大企業(※)の所有に属している企業
- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業(※)の所有に属している企業
- ・ 資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている企業

※本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャーフィンанс)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

資金調達のための関連法人からの出資により本項に抵触する場合は、提案書提出前に NEDO に相談の上、NEDO の指示に従うこと。

- (8) 本事業に係わるメンバーに関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。
- (9) 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
- (10) 技術研究組合は本事業の対象外とする。

1.4 予算規模

約 8 億円(2022 年度公募の年間総額)

状況によっては、予算規模は増減する場合があります。

また、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により、提案書記載額等から減額して交付することがあります。

2. 応募の手続き等

2.1 助成金交付申請に係る提案書

助成金を希望する事業者は、提案書様式を用いて下記の助成金交付申請に係る提案書(以下「提案書」という。)一式を NEDO に提出してください。

2.1.1 提案書の様式の入手

提案書は、NEDO のホームページ(公募情報のページ参照)からダウンロードすることができます。下記、「提案書作成にあたって(様式)」に従い、提案書を作成してください。

◎公募要領【PDF】

◎提案書作成にあたって(様式)【MS-Word】

◎STS 情報項目、提案書様式、別紙 2【MS-Excel】

◎STS 別紙1【MS-Excel】

◎資金繰りチェックシート【MS-Excel】

◎交付規程【PDF】

◎交付様式【MS-Word】

◎基本計画【PDF】

◎実施方針【PDF】

2.1.2 提出書類

「提案書作成にあたって(様式)」の 2 ページのチェックリストに記載される書類を提出してください。提出された提案書、添付資料等は返却いたしません。なお、「STS 情報項目、提案書様式、別紙 2【MS-Excel】」の情報項目シートには、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で取得した、助成事業者の研究機関番号、研究開発代表者の研究者番号を記入する欄がありますので、必ず記入してください(e-Rad への登録については別紙 1 参照)。

2.1.3 提案書提出先・提出方法

提出先: Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/0keuy7yfog30>

提出先の Web 入力フォームに必須事項を入力いただき、提出書類をアップロードしてください。ファイルは「提案書作成にあたって(様式)」を参照の上作成し、一つの zip ファイルにまとめてください(20MB 以内)。やむを得ない理由等で再提出の場合は、zip ファイル名の後ろに提出回数を意味する数字(2 回目:2)を付け、再度全資

料を提出してください。提出された提案書を受理した際には、連絡先担当者宛に提案受理番号をメールで送付いたします。

2.1.4 提案書の受付期間

**2022年6月1日（水）から2022年7月1日（金）正午アップロード完了
持参、郵送、FAX又は電子メールによる提出は不可**

持参、郵送、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。期限までにアップロードを完了できなかった提案書は、いかなる理由があろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は原則として審査対象とはなりませんので、提案書様式に従って記入してください。様式に記載されている項目の変更はしないでください。

e-Rad の登録が無い場合には、審査対象となりませんので、ご注意ください。なお、会社設立前のために e-Rad の登録ができない場合は、別途事務局にお問い合わせいただき、その指示に従ってください。

2.1.5 応募に関する問い合わせ先

この公募内容に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

問い合わせ先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
イノベーション推進部 スタートアップグループ STS 事務局
メールアドレス：vc-vb@nedo.go.jp

2.1.6 公募説明会

本事業の内容、提案等にあたっての手続き等について、公募説明会を行う予定です。応募資格として出席を義務付けるものではありませんが、可能な限り、ご参加ください。

日程等は、本事業のホームページに掲載されます。ご確認の上、参加申込を行ってください。

2.2 応募に関する注意

応募に当たっては、必ず事前に e-Rad の登録を行ってください（e-Rad 登録については別紙 1 参照）。

本助成事業は、2 者以上による連名応募は対象としておりません。ただし、計上可能な共同研究等の相手先は一機関まで認めます。

同一事業者が異なるテーマにより複数の応募をすることは認めません。

採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により提案書記載額等から減額して交付決定することがあります。

提案書は日本語で作成してください。また、二次審査は日本語で行います。評価者に非公開したい内容は、提案書に記載しないでください。

2.3 主任研究者について

研究経歴書は、研究開発等実施体制の審査のためのみに利用されます（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

本助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴を主任研究者研究経歴書（追加資料 7）に記入し提出してください。また、研究員が主任研究者を兼ねることも可能です。記入にあたっては、以下 2.3.1～2.3.2 に注意して記載してください。

2.3.1 研究開発経歴(現職含む)

「過去の研究実績(参画プロジェクト)」については、自社独自のプロジェクトのみならず過去に参画したNEDOプロジェクト等も含めて記載してください。また、大学への派遣や他の企業／研究機関での勤務経験なども併せて記載してください。

2.3.2 受賞歴、当該研究開発に関する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等

当該研究開発プロジェクトに関する研究成果を記載してください。研究成果を示すものとして、「論文(研究経歴又は専門分野における代表的な論文、学会の査読の無いもの等も可)」、「研究発表(学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可)」、「特許(外国出願を含む)」等がありますが、これに限定しません。なお、共著者、共同発表者、又は共同発明者でも可です。

※「論文、研究発表、特許等」は、原則として少なくともこれらのうち1つについて当該分野に関する研究成果を示す記述があることが必要となります。これらがない研究員においては、「その他」項目に当該プロジェクトを遂行する上で当人の知見が不可欠であることを示す事由を記載してください。技能者や分析担当者・技術動向調査担当者等において、「論文、研究発表、特許等」が無い場合については、当該人物が研究に不可欠である旨を有する技能や経験に関連付けて記述してください。

3. 公募開始から交付決定までのプロセス

本事業の公募では、NEDOは、具体的な技術シーズを活用した事業構想を持ち、認定VCから2021年12月28日以降に所定の出資を受けたSTS、又は出資の意向(書面による出資意向確認書)を得たSTSを公募し、審査を経て助成予定先として採択し、交付決定を行います。

具体的な手順としては、公表された認定VCより所定の出資を受けていない場合には、まず認定VCに対し出資検討を依頼し、出資を受けるための活動を行っていただきます。認定VCの連絡先は、本事業のホームページに掲載しております。

認定VCへの出資検討依頼にあたっては、認定VCより資料要求・プレゼンテーション等の出資検討に必要な情報提供を求められる事がありますので、適宜対応してください。

応募時までに認定VCより所定の出資を受けて出資報告書を入手できたSTS、又は認定VCより所定の出資意向確認書を入手できたSTSが、本公募に応募することが可能になります。両者は、以下3.1、3.2に示すように、採択後の交付決定までの手順と期間が異なります。

なお、出資又は出資意向確認書の発行は、認定VCの意思により出資に値すると判断されたSTSになされるものであり、NEDOは、認定VCの意思決定には一切関与しませんのでご注意願います。

3.1 応募時までに出資を受けたSTS

(2021年12月28日以降から応募時までに認定VCから出資実行(入金まで)を受けたSTS)

2021年12月28日から今回の応募時までに、提案書記載の助成対象費用の1/3以上の額について、認定VCからの出資の実行(STSへの入金まで)を完了しているSTSは、NEDOへの応募時に

- (1) 出資報告書(様式第22);認定VCからの出資が実行されたことを証明するもの
- (2) 認定VCとの投資契約書(あるいはそれに類する書類)の写し
- (3) 入金の確認(通帳の写し等)
- (4) 入金月～交付決定時期(2022年10月)を含む月次の資金繰り表

を提案書に付してください。※出資実行日は着金日、金額は日本円による着金額とします。

公募締切り後、NEDOが外部有識者による評価を経て総合的に判断し、STSとしての助成予定先の採択決

定及び通知を行います(採択にあたっては、個別に条件を付す場合があります)。

その後、特に条件等の問題がなければ所定の文書手続きを経て、概ね数週間以内に別途交付決定を通知いたします。助成事業は、交付決定通知書に記載する事業開始の日以降に開始することができます(それ以前の経費は計上できません)。また、交付規程第9条の他に、交付にあたり新たに条件を付加する場合があります。

3.2 上記に該当しないSTS

公募期間内に、認定VCに余裕をもって出資検討依頼を行い、出資の条件を両者合意のうえで、認定VCより出資意向確認書を入手してください。

応募にあたっては、その出資意向確認書を提案書に付して、NEDOに提出してください。

公募締切り後、NEDOが外部有識者による評価を経て総合的に判断し、STSとしての助成予定先の採択決定及び通知を行います。

採択においては、提案書記載の助成対象費用の1/3以上の出資が、採択決定日から原則30日以内までに認定VCから実行され、その出資報告書が提出されることを条件として付します。また、個別にそれ以外の条件を付す場合があります。ただし、助成事業者ないし認定VCの責めに帰さない事由により30日以内に実行できなかった場合は、速やかにNEDOに連絡の上その指示に従ってください。

その後、上記条件の履行がNEDOにより確認され次第、所定の文書手続きを経て、交付決定を通知いたします。助成事業は、交付決定通知書に記載する事業開始の日以降に開始することができます(それ以前の経費は計上できません)。

上記条件が満たされない場合には、採択が取り消され、交付決定も行われません。

したがって、認定VCより所定の出資実行を受けた場合には、早期に助成事業を開始するためにも、出資確認に必要な次の書類を遅滞なくNEDOに提出してください。

- (1) 出資報告書(様式第22);認定VCからの出資が実行されたことを証明するもの
- (2) 認定VCとの投資契約書(あるいはそれに類する書類)の写し
- (3) 入金の確認(通帳の写し等)

※出資実行日は着金日、金額は日本円による着金額とします。

NEDOは上記(1)～(3)、及びその他の条件が満たされたことが確認され次第、交付決定手続きを開始します。また、交付規程第9条の他に、交付にあたり新たに条件を付加する場合があります。交付決定の通知日以降、STSは助成事業が開始できます。

3.3 認定VCへのSTS案件紹介サービス(オプション)

各STSからNEDOが公表している認定VC連絡先へ直接投資検討依頼を行う以外に、NEDOから認定VCへの案件紹介サービスを実施します。希望する場合は、本事業のホームページに掲載されているエントリーシートを、電子メール(件名「STS エントリーシート配信依頼」、宛先「vc-vb@nedo.go.jp」、エントリーシートのPDFファイル名「NEDOSTS シート(法人名).pdf」)にて下記受付期間中に提出してください。

NEDOに提出されたエントリーシートは全ての認定VCに順次配信致します(特定の認定VCのみの配信はできません)。エントリーシートは次の各項目を全て満たすものに限ります。

- (1) 連絡先の記載に漏れがないこと
- (2) 全ての項目を含めて1ページ以内(A4)であること

配信されたエントリーシートに関して認定VCが関心をもった場合には、個別に認定VCよりSTSへ連絡があります。本オプションと、通常の上記3.2のプロセスによる各認定VCへのSTSによる直接の投資検討依頼は重複しても構いません。また、本オプションの活用の有無は本公募の審査結果には影響致しません。

NEDOは上記(1)、(2)の確認後、認定VCへの配信を行いますが、VCの意思決定には関与しません。途中

経過及び結果を確認されたい場合には、各自で認定 VC に直接連絡をとってください。

本オプションの受付期間は次の通りです。

**2022年4月25日（月）から2022年6月10日（金）正午までに、
メールで到着したもの（必着）**

※本オプションを活用された方は、今後 NEDO より関連イベント等のご案内をさせていただくことがあります。

4. 助成先の選定について

4.1 選定方法

NEDO は応募要件に関する審査の後、一次審査として外部有識者による書面審査を行います。応募する事業案件に関して、特定の外部有識者と利害関係（利害関係者の定義参照）があり、公正な評価がされないと申請者が判断する場合は、提出書類等の「追加資料 9(2)利害関係のある書面審査評価者」にその評価者の所属、氏名と理由を記載することができます。

二次審査では、必要に応じて経営者面談及び外部有識者で構成される審査委員会におけるプレゼンテーション審査を実施し、最終的には NEDO 内の契約・助成審査委員会を経て採択が決定されます。必要に応じ、資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

また、採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により提案書記載額等から減額して交付決定することがあります。

利害関係者の定義

利害関係者の範囲は、次の通りとする。

- 一. 審査を受ける者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者
- 二. 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 三. 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
- 四. 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
- 五. その他機構が利害関係者と判断した者

※二次審査対象者に対してその日程（2022 年 8 月上旬を予定）をご連絡しますが、一次審査の進捗状況によりプレゼンテーション準備期間が 1 週間程度となる場合があります。つきましては、速やかにプレゼンテーション資料をご準備いただくため、その内容の骨子を事前に検討しておいてください。

※プレゼンテーション審査は原則代表者が実施することとします。代表者による実施が難しい場合には、個別に NEDO にその旨ご連絡ください。

※NEDO による経営者面談は、外部有識者で構成される審査委員会におけるプレゼンテーション審査とは別個に行います。日程は別途二次審査対象者決定後に連絡します。なお、経営者面談は代表者が実施することとし、出席者は応募された事業者及び共同研究先に所属される者に限ります（提案書中の体制図への明記が必要）。

※認定 VC は、経営者面談においては当該事業者の役職員としての立場（今後就任予定者は出資意向確認書

に明記が必要)であれば出席が可能です。一方、プレゼンテーション審査においてはハンズオン方針の確認の為同席いただきます。

4.2 審査内容

(1) 応募要件に関する審査

NEDO により、「1.2 事業の概要」における“助成対象技術”及び「1.3 助成事業対象者の要件」に記載されている要件を満たしているか、及び「6.禁止事項及び不正防止について」に該当していないかを審査します。これらに適合していないと判断された場合は、原則として以下の評価の対象となりません。

(2) 審査項目

審査は下記観点から行われます。

STS 事業の目的との整合性、ターゲット市場の適切さ、コア技術の強み、保有技術、知的財産権の確保、開発体制、開発目標の適切さ、ビジネスの確度、費用計上の適切さ、財務体質等の観点から審査を行います。具体的には

- ・ 具体的な技術シーズが活用可能で、原理検証が一定程度進んでおり、本 NEDO 事業で POC 終了の目途がつく等、概ね 3 年後の事業化が可能であること。
- ・ 実現される技術シーズが革新的で、市場を塗り替える可能性が高いこと等。
- ・ 我が国の研究開発力の強化に資するという観点から、日本国内で創出された技術シーズが相当程度活用されていること。
- ・ 提案される事業が、顧客のペイン(痛みを伴うほど強いニーズ)に明確に応えるソリューションであり知財権等の参入障壁が構築されていること。
- ・ ターゲット市場が十分に大きく、急成長し、グローバル展開を含め大きな売上げや高い市場占有率の達成が期待できること等の具体的な計画があること。
- ・ 事業の目標が、提案される事業を実現する上で必須であり、充分な開発能力(人員、体制、財務基盤等)があること。
- ・ 連携先も含めて本事業を進める上で必須な費用計上であること。

4.3 採否の決定の通知

◎採否結果の通知時期は、2022 年 8 月末以降を予定しています。

◎応募時点で既に認定 VC より所定の出資を受けている STS を除き、採択決定日から原則 30 日以内に出資意向確認書を発行した認定 VC より出資が実行されることを採択の条件とします(公募要領 3.2 参照)。

◎審査の内容によって、実施内容や助成対象費用の変更等が「採択の条件」となる場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は応募を取り下げることができます。

◎採択された事業については、上記条件等の実行の確認及び事業への反映など必要な調整を行った後、交付規程で定める様式第 1 により助成金交付申請をしていただきます。その後、必要な手続きを経て、NEDO から交付決定通知を発出します。

◎不採択の場合も、不採択理由を添えて、その旨を後日通知いたします。

5. 助成事業の詳細

5.1 助成対象費用

助成の対象となる費用は、事業化を進めるために必要な、研究開発や市場調査(研究開発の目標に調査内容が記載されていることが前提)に係る下記の経費であって、研究開発に直接必要な費用のうち、本事業に専用として使用する(汎用のもの、本事業以外にも使用するものは助成対象外)機械装置等費、労務費、その他経費及び共同研究費です。

※研究に必要な経費を正確に積算してください。交付決定前に金額精査を行い、場合によっては交付決定額を減額することがあります。

※必要に応じて、外注先や研究員等へのヒアリングを行うことがあります。また、追加の資料提出を求める場合があります。

※事業期間中におけるサンプル出荷等(出荷先からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの)を行うことは可能です。ただし、有償で行う場合は、その収入額を助成対象費用から控除します。

※本事業に必要な費用の積算、また、認定 VC への出資希望額の算出については、「別紙3(参考資料)資金調達の留意点」を参照の上、無理のない計画を立てた上で、本事業にご応募ください。

(1) 費目ごとの内容

I. 機械装置等費(生産設備は対象外)

1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。

2. 機械装置等製作・購入費

助成事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、又は借用に要する経費。

3. 保守・改造修理費

助成事業で購入したプラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合)、修理(主として原状を回復する場合)に必要な経費。

※なお、建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や使用期間の目途等を確認し、場合により修正を求めることがあります。

II. 労務費

1. 研究員費

提案書の研究開発体制に登録された助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等が、助成事業遂行のために直接従事した時間分の人工費。なお、NEDO が認める助成事業に係る助言(メンタリング)授受及び NEDO 主催研修等への参加も助成事業への従事として計上することができます。

2. 補助員費

助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、上記1. 研究員費に含まれるものを除く)。

※補助員単価は、補助員 1 人あたりの上限があります。年度毎のマニュアルをご確認ください。なお、労務費は健保等級に基づく労務費単価を用いて算定してください。

※健保等級に基づく労務費単価の考え方については、下記マニュアルの労務費の項目をご参照ください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

※本助成事業で使用する労務費の請求単位は「時間単位」のみとします。

III. その他経費

1. 消耗品費

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。

2. 旅費

①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。

②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費。

3. 外注費

助成事業の実施に必要なソフトウェア、ハード設計等の請負外注に係る経費。

※助成事業の本質的な部分(研究開発要素がある業務)を外注することはできません。

4. 諸経費

上記の1～3のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。

※特許出願に関する費用は対象外です。

IV. 委託費・共同研究費

助成事業のうち、共同研究契約等に基づき学術機関等(国内)が行う技術開発に必要な経費。委託研究費は計上できません。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰ～Ⅲに定める項目に準じて行います。

①「学術機関等」とは、「国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関」を言います。

②交付決定時における助成金総額の25%未満を対象とします。

③本費用を計上する場合は、費目別の内訳も提示していただきます。その際、以下の点にご留意ください。

※応募者の従業員を当該研究機関に出向させる場合の当該出向者の労務費を、この共同研究費の中に計上することはできません。

※学術機関等は200万円以上の機械装置を購入することはできません。200万円未満の機械装置を購入する場合、共同研究費の中に計上することはできますが、この場合は、「当該設備の処分制限の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に則り使用する」旨の文言を共同研究契約等に挿入してください。

※学術機関等において発生する本事業の直接経費の30%を上限として間接経費も助成対象とします。

※民間企業との共同研究費は、助成対象外となります。

※計上可能な共同研究等の相手先は一機関まで認めます。

④共同研究に係る契約の締結日及びその履行期間は、助成期間内(交付決定通知書に記載する事業開始の日から事業終了日まで)である必要があります。

(2) 「国民との科学・技術対話」への対応

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という)に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目(消耗品費、旅費、借料等)にそれぞれ計上してください。

◎パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

- ◎本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。(この場合、算出根拠を明確にしてください。)
本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。
また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】

平成 22 年 6 月 19 日総合科学技術会議
「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)
https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

5.2 交付決定から助成金の交付までのステップ

交付決定を受け、STS 助成事業を開始されたら、計画した目標に向かい、スケジュールに従って、成果を達成するよう努めてください。助成金の交付は、STS から事業年度ごとに提出される実績報告書に基づき、当該 STS に対して精算払いを行うことを原則としています。ただし、必要があると認められる場合は、支払実績に基づき概算払いを行います。

- 助成事業では適切な費用計上が求められます。そのために、次の指導及び検査を行います。
- ◎経理指導:助成事業開始後数ヶ月以内に適切な費用計上について NEDO 検査員が指導します。
- ◎中間検査:事業期間中に適宜状況に応じて実施します。(回数も事業実施状況による)
- ◎確定検査:事業終了日の後、経費及び成果報告書を確認し費用を確定します。
- 詳細日程は交付決定後、その都度ご連絡します。また、その他 NEDO から様々なご案内をさせていただく場合がございます。

5.3 交付決定等の取り消し

採択決定日から原則 30 日以内に認定 VC からの出資実行を確認できなかった場合等採択時の条件を満たせなかった場合には、助成予定先としての採択を取り消します(公募要領 3.2 参照)。

また、応募内容の虚偽や助成金の重複受給等が判明した場合、及び報告書の提出義務等の交付条件が果たされない場合には、交付決定後又は助成金交付後であっても、交付規程に基づき交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用、また企業名の公表が行われることがあります。

5.4 各種依頼等について

STS 事業期間中に、NEDO から進捗確認、経理検査のほか、各種依頼(アンケート、広報活動など)をさせていただくことがありますので、ご対応のほどよろしくお願ひ致します。

5.5 本事業の計画変更承認申請に係る外部有識者の評価の実施

本事業に係る計画変更承認申請の受理後、外部有識者による評価(審査委員会等)を行う場合があります。その結果、研究開発の進捗が認められない場合には、交付規程第 18 条の規定に基づき、交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

5.6 取得財産の管理

- (1) 助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。
(交付規程第 16 条)

(2) 本事業における取得財産の所有権は助成事業者にありますが、これを処分しようとするときは、あらかじめ NEDO の承認を受ける必要があります。

※助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、助成事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、NEDO が別に定める期間内に当該資産を助成金の交付の目的外(他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等)に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を処分(目的外使用)することにより収入金があった時は、NEDO の請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。

(3) 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後 5 年以内に出願、取得、譲渡若しくは実施権を設定した場合には、NEDO に届出書を提出する必要があります。

(4) 本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳(※)を適用することが可能です。

※圧縮記帳:新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたらすことにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認してください。

5.7 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

(1) 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する際は事前に NEDO に報告をしてください。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の 3 週間前に報告を行うものとします。

(2) 報告の方法は、文書によるもののほか、電子媒体(電子メール等)による通知を認めます。その際、NEDO からの受領の連絡をもって履行されたものとします。

(3) 公開内容について NEDO と事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めてください。

(4) 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容が NEDO 事業の成果として得られたものであることを明示してください。なお、その場合には、NEDO の了解を得て NEDO のシンボルマークを使用することができます。

【記載例】

◎「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られたものです。」

◎「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られた成果を(一部)活用しています。」

5.8 事業期間終了後

(1) 事業期間の終了年度の翌年度以降 10 年間は、毎年、事業化状況報告書を NEDO に提出していただきます。また、新たに出資を受けた場合には都度報告していただきます。

(2) 助成事業終了後、アンケート・追跡調査・評価を実施する場合がございますので、ご対応をお願い申し上げます。追跡調査・評価については、「提案書作成にあたって」添付の参考資料 1「追跡調査・評価の概要」を御覧願います。また、特許等の取得状況及び事業化状況調査についても、御協力をいただく場合がございます。

(3) 収益納付は、当該事業成果が活用された事業により助成事業者が得た利益の 5%(条件によっては 10%)、

最大額は助成金確定額(最終年度の確定検査後に確定した額であって交付決定額ではない)、また期間は上記事業化状況報告と同じ期間(最長 10 年)となります(詳細は交付規程参照)。

- (4) 事業期間終了後適切な時期に、技術開発目標の達成度合い、今後の事業化の可能性等を確認するため、終了事業者評価委員会を開催します。助成事業者の皆様には資料の作成及びプレゼンテーションを行っていただきます。

6. 禁止事項及び不正防止について

6.1 本事業内の重複応募

同一事業者が複数の応募をすることは認めておりません。

6.2 重複の排除

- (1) 国(国立研究開発法人等を含む)が助成する他の制度(補助金、委託費等)において、過去実施した事業又は現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の申請者による同一の研究開発課題(配分される研究開発の名称及びその内容をいう。)と判断された場合、採択を行いません。
- (2) 「申請者」、「共同研究等先」のいずれかに所属する研究者等において、「不合理な重複」及び「過度の集中」(※)が発生している場合は本助成事業の対象とせず、採択を行いません。

※「不合理な重複」とは、

同一の申請者(研究者)による同一の技術開発課題(助成金が配分される技術開発の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の助成金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

◎実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の技術開発課題について、複数の助成金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

◎既に採択され、配分済の助成金と実質的に同一の技術開発課題について、重ねて応募があった場合

◎複数の技術開発課題の間で、技術開発費の用途について重複がある場合

◎その他これらに準ずる場合

※「過度の集中」とは、

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される技術開発費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

◎研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

◎当該技術開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な技術開発費が配分されている場合

◎不必要に高額な技術開発設備の購入等を行う場合

- ① 同一の技術開発課題について既に他の助成金等を受けている場合、本事業への応募はできませんが、応募中の他の助成金等と同時に応募することは可能です(ただし下記②に留意のこと)。
- ② 応募時に、他府省を含む他の助成金等の応募・受入状況(制度名、申請者名、技術開発課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ③ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省等、助成金担当課(独立行政法人である資金配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。

- ④ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募(採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)(※)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

※府省共通研究開発システム(e-Rad)に関しては、「別紙1e-Rad(府省共通研究開発管理システム)登録」を参照してください。

なお、提案内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

6.3 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(2008年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。(※))及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(2004年4月1日平成16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という(※))に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ② 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- ③ 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- ④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①~③の措置を講じることがあります。
- ⑤ 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

(2) 不正使用等指針に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の(補助／契約)に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告してください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

※「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください

◎経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください

◎NEDO ホームページ https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

6.4 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(2007年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。(※))及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(2008年2月1日平成19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。(※))に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(1) 本事業において不正行為があると認められた場合

① 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

② 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間:不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2~10年間)

③ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間:責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1~3年間)

④ 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

⑤ NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

(2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

※研究不正指針についてはこちらをご参照ください

◎経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※研究不正機構達についてはこちらをご参照ください

◎NEDOホームページ https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

6.5 NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

通知先

NEDO リスク管理統括部

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー16階

TEL:044-520-5131

FAX:044-520-5133

メールアドレス : helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ : http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。)

6.6 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- (1) 我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。関係法令・指針等に違反し、事業を実施した場合には、事業費の交付決定を取り消すことがあります。
※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)、及び特別に定められた諸制度から成り立っています。
- (2) 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- (3) 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
- (4) 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

* 経済産業省:安全保障貿易管理(全般) <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)

* 経済産業省:安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

* 一般財団法人安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp/>

* 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

7. その他

7.1 日本版 SBIR 制度

本助成金は、日本版 SBIR 制度において、「特定新技術補助金等」の指定を受ける予定です。指定された補助金等の交付を受けた中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることができます。詳細については、下記 URL をご参照ください。

<https://sbir.smrj.go.jp/about/already.html>

7.2 J-Startup

本助成事業は、「新しい経済対策パッケージ(2017 年 12 月 8 日閣議決定)」にて示された J-Startup において、推薦委員からの推薦を受け、外部審査委員会を経て選定される企業に対しては、本事業の審査にて一定の優遇措置を講じます。

7.3 国立研究開発法人 科学技術振興機構 (JST)

本助成事業は、JST「研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 起業実証支援または START プロジェクト支援型(以下 START)」を終了し事後評価結果として A 評価以上を得た者であって、JST から NEDO への紹介がある者に対しては、内容に応じて、本事業の審査において一定の優遇措置を講じます。(評点が不明な場合は、事前に JST に問い合わせてください。)

JST から NEDO への紹介を希望する場合は、2022 年 6 月 10 日(金)までに、START の研究代表者氏名、STS で実施予定の事業概要及び JST 事業で得られた成果との関係性を記し、JST START 窓口 (start@jst.go.jp) に電子メールで依頼してください。

なお、紹介状は JST から NEDO に対し直接送付されるため、応募者から NEDO への提出書類とはなりません。

7.4 株主変動の連絡について

当事業の提案書の提出日以降、事業終了までに申請者の株主に変更が発生する場合には、可及的すみやかに、かつ事前の NEDO への連絡を求める。なお、交付決定を受けなかった場合は、不採択通知の受理など本事業での研究開発への不着手が確実となるまでの間、連絡を求める。

7.5 応募情報の管理

(1) 提出物の管理

提出された提案書等は、助成事業の審査のために使用します。このため外部有識者に提出書類等を郵送等にて送付する場合があります。なお申請者からの提出物の返却はいたしません。

(2) 申請情報の公表

交付決定された申請案件については、申請者の企業名、助成事業の名称、助成事業の概要及び認定 VC 名を NEDO のホームページに公表します。

不採択の場合は、申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、助成金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に申請者の企業名、事業の名称及び事

業の概要等を知らせることができます。

7.6 秘密の保持

- (1) NEDO は、提出された提案書及び申請書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- (2) 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することができます。また、提案書の添付資料「主任研究者研究経歴書(CV)」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。
- (3) e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7.7 NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyou.html

なお、内容については、本事業に限りません。

7.8 助成事業の事務処理について

助成事業の事務処理については、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。助成事業事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。なお、利用に際しては利用規約(<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>)に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

別紙1

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録について

本事業への応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）（※）への申請手続きと、NEDOへの提案書の提出の両方の手続きが必要となります。このe-Radによる申請手続きを行わないと本事業への応募ができませんので、ご注意ください。なお、会社設立前のためにe-Radの登録ができない場合は、別途事務局にお問い合わせいただき、その指示に従ってください。

※府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記のURLを参照ください。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。

◎e-Rad ポータルサイト <https://www.e-rad.go.jp/>

◎e-Rad 利用可能時間帯:平日、休日ともに0:00～24:00

（国民の祝日及び年末年始も、上記のとおり利用可能。ただし上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。）

◎e-Rad ヘルプデスク

電話番号:0570-057-060(ナビダイヤル)、03-6631-0622(直通)

受付時間:平日9:00～18:00(土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

＜手続きの概略＞

以下、(1)～(4)の手続きのうち、(1)及び(2)の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です。(3)及び(4)の手続きは必要です。

(1) 所属研究機関の登録

提案にあたっては、応募時までに e-Rad に研究者(提案書中の研究員に相当)が登録されていることが必要になります。研究者の所属機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録申請書をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

(2) 研究代表者の登録

研究代表者(提案書中の主任研究者に相当)の登録を行い、研究者 ID 及びパスワードを取得してください。

(3) 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の出力

e-Rad ポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」を印刷してください。この印刷物は NEDO への提出書類として必要になります。

(4) 応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから「確認・実行」ボタンをクリックし、登録を完了してください。「確認・実行」ボタンを押さないと e-Rad 上での登録が完了しません。

【注意事項】

- ◎提案書をNEDOへ提出する際には、e-Radに登録されている必要があります。提案の前に十分余裕をもってご準備いただき、提出締切日までに登録を完了するようお願いいたします。
- ◎応募基本情報の入力及び応募内容提案書の出力などは研究機関IDでログインしてください。研究者IDでログインすると、本公募への応募の入力ができません。
- ◎提出締切日までにシステムの「応募／採択課題一覧」の申請の種類(ステータス)が「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかつた場合は、e-Radのヘルプデスクまで連絡してください。
- ◎提案書の受理状況は、「応募／採択課題一覧」から確認することができます。
- ◎e-Rad での申請は、申請者のみ必要です。共同研究先は必要ありません。

本事業の実施に関する留意事項

本事業の実施においては、原則「『課題設定型産業技術開発費助成事業』事務処理マニュアル」(以下、「課題設定型マニュアル」)に基づき実施いただきますが、以下に記載する事項については、留意頂いたい点がございます。

I. 課題設定型産業技術開発費助成事業の概要

I. 4 助成事業で取得した財産の取り扱い

本留意事項適用事業で取得した機械装置等の財産所有権は、助成先にありますが、NEDO事業終了後の財産の取り扱いは使用目的等に応じて以下のように異なりますのでご注意ください。詳細は課題設定型マニュアルをご確認ください。また、判断に迷う場合にはNEDO担当者にご確認ください。

助成事業終了後の処分制限期間中の取得財産の取り扱いについて

助成先	財産の扱い		承認申請	残存簿価相当額の納付
目的内使用	交付決定の内容の研究開発に引き続き使用		不要	
目的外使用	研究開発要素 あり	研究開発に支障がない範囲で他の事業等に一時的に使用	承認申請が必要	不要
		当該助成事業に関連しない研究開発等において使用		
	研究開発要素 なし	商業生産に使用		納付必要 【注】
使用中止	廃棄、売却等(特別な事情の説明が必要)			

【注】中小企業が助成事業の成果を活用して実施する事業に使用(商用転用)する場合、財産処分に係る収益納付を免除する場合がある。

I. 9 助成事業の基本的な実施体制

(2) 助成先が助成事業の一部を委託・共同研究する場合

課題設定型マニュアルには、助成先が「委託」又は「共同研究」を行う場合の説明となっていますが、本留意事項適用事業においては、事業の一部を委託することは認めていません。また、海外機関及び国内の民間企業との共同研究についても計上は認められません。計上の可否について判断できない場合等は、NEDO担当者にご確認ください。

※委託・共同研究の違いについては、課題設定型マニュアル「VIII. 委託費・共同研究費」をご参照ください。

I. 1.3 助成金の支払

本留意事項適用事業における概算払は、NEDOホームページ掲載の内容と異なります。より詳細な情報はNEDO担当者にご確認ください。

(1) 通常概算払時期(毎年)

- ① 5月 : 第一回概算払
- ② 8月 : 第二回概算払
- ③ 11月 : 第三回概算払
- ④ 翌年2月 : 第四回概算払

※本留意事項適用事業者は、NEDOが認めた場合には、毎月1回を限度に概算請求を行うことができます。

(2) 支払対象

概算払を行う月の前月末迄の支払実績額分を対象とし、対象額に助成率を乗じた金額を支払します。なお、外注先等へ前渡金で支払を終えた場合でも、成果物等の検収を終えていないものは請求の対象とはなりませんのでご注意ください。

詳細については、NEDO担当者にご確認ください。

(3) 支払要件

概算払いを受けるにあたり、発注、納品、受領、検収、請求、支払を確認できる書類(エビデンス)、必要理由書(IV. 5 外注・物品等の調達を行う場合 (5) 参照)等の提示を求めます。対象となるのは、以下の経費です。

- ・ 50万円以上(税込)の取引(必須)
- ・ その他必要に応じて説明をお願いする経費

IV. 経理処理について

IV. 2 経費計上の注意点

(1) 本留意事項適用事業では、労務費以外の計上基準は「支払ベース(実績主義)のみ*」としています。

区分	経費計上基準
労務費	検収ベース(発生主義)
上記以外	支払ベース(実績主義)

*相当な事由がある場合は、検収ベースで計上することができます(相当な事由は課題設定型マニュアル参照のこと)。

IV. 5 外注・物品等の調達を行う場合

(6) 必要理由書の作成

機械装置等製作・購入費、諸経費(外注費、消耗品費等)で50万円以上(税込)の物品等を購入する場合及び外注を実施する場合は、発注前に「必要理由書」により必要とする理由を記載してください。また、上記以外にNEDOの指示で作成する場合もあります。記載内容は、当該技術・事業を知らない人でもわかるように、平易かつ簡潔に記載願います。

※ただし、社内文書等で同様な内容のものがある場合には、代替可とします。

V. 機械装置等費

V. 1 機械装置等費の細目

(6) 建物等の取扱いについて

建物等については、助成対象となる経費が限定されているため、ご注意ください。

- ① 特殊な環境を必要としない施設整備は対象外となります。
- ② クリーンルームは必要最小限に限ります。
- ③ プラントを覆う建物は対象外（毒物等を取り扱う場合を除く）となります。

(7) 撤去費の取扱いについて

撤去費の計上は原則認められません。ただし、実施計画の中で明確に計画されており、研究開発の実施においてNEDOが必要と認めるものについては計上を認める場合があります。計上の可否についてはNEDO担当者にご相談ください。

VI. 労務費

VI. 2 研究員の区分

【研究員の労務費計上方法について】

課題設定型マニュアルには、研究員について4つの区分がされていますが、本留意事項適用事業では、労務費を計上する場合は、時間単価適用者のみとなりますのでご留意ください。

なお、健康保険等級適用者以外は、個別に月給額を算定し、必要な場合は日額、時間単価に換算した単価を適用します。NEDOの判断により必要に応じ助成先における過年度分の支払実績等を確認・考慮の上、助成事業開始時等にNEDOによる確認を受けた金額を適用することとします。

VI. 8 助成事業従事日誌

課題設定型マニュアルにおいて、「具体的な研究内容、作業内容」の欄を週単位にて記載可能とした従事日誌の様式が追加されました。本留意事項適用事業における従事日誌は、原則として従事日毎に記載することとします。週単位にて記載する事情がある場合には、NEDO担当者にご相談ください。

【月報の提出】

本支援制度では、適切な事業進捗の把握の為に、NEDO担当者からの指示に基づいて月報を提出してください。労務費を計上しない場合でも月報の提出は必要です。

別紙3

(参考資料)資金調達の留意点

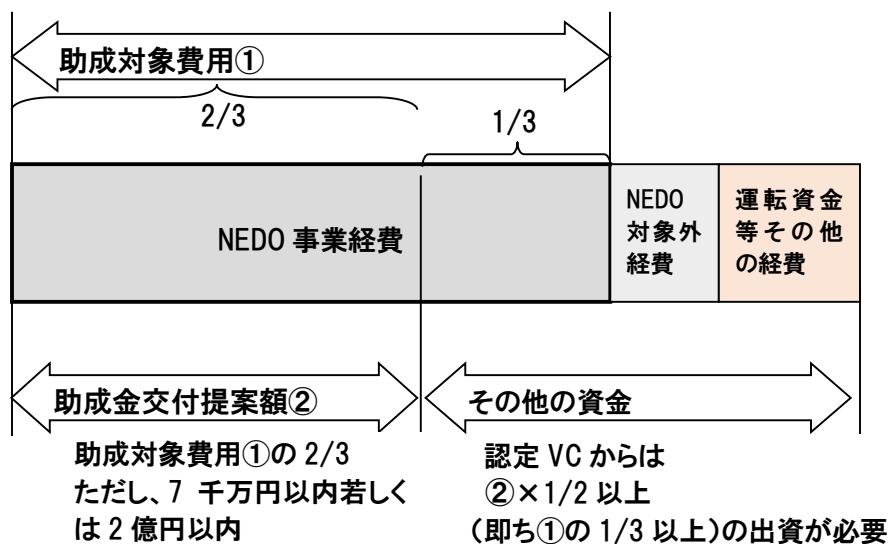
【本助成事業の経費の範囲】

公募要領「5.1 助成対象費用」に本助成事業で計上可能な経費の費目について説明されています。

助成の対象となる費用は、事業化を進めるために必要な、研究開発や市場調査に係る下記の経費であって、研究開発に直接必要な費用のうち、この事業に専用として使用する(汎用のもの、この事業以外にも使用するものは助成対象外です)機械装置等費、労務費、その他経費及び共同研究費です。

したがって、本 NEDO 事業における NEDO の助成金及び VC からの出資のみでは、助成事業者の事業開発における必要経費の全てが賄われるとは限らず、本 NEDO 事業では計上が認められない汎用品の経費や運転資金等を見込んだ全体の資金調達計画を立てていただく必要があります。

下図は必要経費を模式的に示したもので、事業運営全体を見据えて必要な経費を適切に見積り、無理のない資金調達計画を立てた上で、本事業にご応募ください。



別紙4

事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料について(任意)

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、従業員への賃金引上げ計画がある企業等の提案については、審査時に加点措置を行います。

加点を希望する提案者は、留意事項をご確認の上、「提案書作成にあたって」追加資料12 従業員への賃金引上げ計画の表明書をご提出ください。

(留意事項)

1. 給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度(又は暦年)に、対前年度(又は前年)と比べて、大企業は3%、中小企業等は 1.5%以上増加させることを表明し、公表している(又は公表予定日が既に決まっている)場合に加点いたします。
2. 給与等受給者の範囲は、全社員を基本としますが、当該事業に参画する研究員に限ることも可能です。
3. 提案者が複数者からなるコンソーシアム等の場合は、代表法人が企業等であって、賃上げの実施を表明した場合を加点対象といたします。
4. 表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかに NEDO に理由書を提出してください。また、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、賃上げが予定通り行われなかつた旨を公表(自社 web ページ等)いただきます。
5. すでに本表明書を当該年度中に NEDO へ提出済みの場合、写しでの提出も可とします。